

第11 合同図書館の現状と問題点

1 図書館における正職員及び非正規職員について

(1) 図書館職員（正職員）について

ア 図書館職員の役割

図書館にある資料は単に書架に並べてあっても利用されなければ存在しないのと同じであり、必要とする利用者に対して適切に提供できて初めて存在意義がある。その意味で蔵書を生かすも殺すも図書館職員の能力次第と言える。そのため、合同図書館は、「現代における図書館の優劣は、蔵書の量や質よりも、その職員の専門的能力に依存している。図書館の質は、図書館職員の質によって定まると言っても良いのである」という考えに基づき、これまで政策要綱において図書館職員の質の向上及び拡充を求めて続けている。

その結果、2009（平成21）年12月、雇用の安定を図り、更なる専門職制を充実させるため、原則として異動のない「図書館職員」という職制が東弁に新たに創設され、現在は、全員が司書資格を有する図書館職員により合同図書館が運営されている。

イ 図書館職員の待遇改善について

図書館職員の待遇については、2009（平成21）年12月に就業規則が制定され、その後、2011（平成23）年度に給与、退職金及び賞与について改善がなされたが、依然として東弁職員の待遇とは格差が大きいことから、待遇改善を継続して検討すべきである。

主な検討事項としては、①退職金が発生する勤続年数の見直し（現行の勤続3年を2年に改正）、②表彰要件の見直し（現行の10年以上の勤務を5年以上の勤務に改正）、③リフレッシュ休暇の創設、④東弁職員給与規則により東弁職員には支給されるが図書館職員就業規則に規定がない手当の創設、及び、⑤夏期特別休暇の取得期間の見直しがある。このうち①乃至④については、東弁職員就業規則及び東弁職員給与規則に合わせるものであり、すぐに実現可能である。

⑤の夏期特別休暇取得期間については、合同図書館では、毎年7月下旬から8月初旬にかけて5日間程度休館して書架整理を行っており、その期間中、図書館職員は夏期特別休暇を取得することができないため、図書館職員が夏期特別休暇を取得できるのは就業規則上の取得可能期間7月20日から8月31日までの30日間から書架整理期間（5日間）を除いた25日間となる。しかし、25日間に図書館職員7名が夏期特別休暇を取得した場合、ほぼ毎日2名が夏期特別休暇を取得する状況となり、夏期休暇取得者2名以外に更に病欠などの休暇取得者が出た場合、図書館業務に支障を来すおそれがある。そのため、現在は、運用により夏期特別休暇の取得期間を7月1日から9月30日までにして夏期特別休暇取得者が2名となる日を0日としているが、毎年同じ状況であることから、運用ではなく図書館職員の就業規則を改正して夏期特別休暇の取得可能期間を明記することが望ましい。

ウ 育児休業・育児短時間勤務の図書館職員について

現在、1名の図書館職員が2016年9月から育児休業取得中であり、また、1名の図書館職員が2016（平成28）年4月より育児休業から復職して育児短時間勤務中である。従前から、育児休業を取得した図書館職員の代わりに嘱託職員が採用される運用になっているが、2016年9月時点では嘱託職員の採用はなされていない。このままでは、残りの図書館職員に負担が大きくなる懸念される。

今後、育児休業・育児短時間勤務だけでなく介護短時間勤務を取得する図書館職員も想定されることから、安心して各種休業を取得し、また、短時間勤務をすることができるような事務局体制作りが早急に必要である。

(2) 非正規職員に関する問題について

合同図書館においては、現在、正職員である図書館職員その他、非正規職員としてパート職員3名が雇用されているほか、派遣会社より1名が派遣されている。そして、東弁の「嘱託職員及びパートタイム職員就業規則」により雇用条件が定められている。

しかし、同規則によるとパート職員は勤務時間が週35時間未満と定められていることから月曜日から金曜日まで毎日7時間勤務とすることができず、現在のパート職員の勤務時間は午前10時30分から午後6時となっている。合同図書館としては毎日午前10時から午後6時まで7時間フルタイムで勤務できる非正規職員を希望しているが、そのために非正規職員を35時間未満という制限のない嘱託職員とした場合は給与・賞与などの費用がパート職員より大幅にかかることになる。

そこで、東弁職員の就業規則とは別に図書館職員に関する「合同図書館職員就業規則」を制定したのと同様に、非正規職員についても、勤務時間、給与体系など合同図書館の特色に合った独自の就業規則を制定すべきである。また、合わせて図書館職員が産休・育休、介護休暇など長期に休職となった場合に、補充する臨時の職員の就業規則についても検討すべきであることから、現在、「図書館スタッフ及び臨時図書館職員就業規則（仮）」の制定について2014（平成26）年度から引き続き協議を行っている。

2 書架スペース不足問題について

ここ数年、合同図書館においては毎年約2,000冊強の図書が購入されるほか、会員や他会の弁護士から合同図書館に寄贈される図書が約500冊ある。合同図書館の書架に収蔵可能な蔵書数は約16万5,000冊であるところ、現在の蔵書数は、図書が約9万冊、雑誌が約1,140タイトル、判例集・法令集等があり、今後も毎年約2,500冊の図書の受入れを継続すると、近い将来収蔵が不可能となることが予想されるため、近年は資料の廃棄等の対策を講じてきた。

2015（平成27）年度において実施した外部倉庫への預け入れ及び書架レイアウトの変更により、数年分の書架スペースを確保することが可能となっているが、分野によっては年間で相当数増加する蔵書もあることから、不断の蔵書管理は不可欠である。

3 合同図書館におけるサービスの拡充について

(1) 会館の大規模修繕について

弁護士会においては、現在、会館の大規模修繕を予定しているが、これに合わせて合同図書館においても、開館から20年が経過したことから館内設備の見直しを行っている。大がかりなものとしては、8階の電動書架が老朽化してきていることから、2015（平成27）年度に電動書架の補修工事を実施した。また、2016（平成28）年度には、データベースコーナー電源の増量、電話ボックス一部防音対策などを実施している。

(2) IC化について

2014（平成26）年度、合同図書館では老朽化した入館ゲートをICカードにも対応可能なものに入れ替えた。昨年より、IC磁気併用の利用カードへの切り替えを行っており、2016（平成28）年9月時点で利用者のうち約8割ほどの切り替えが済んでいる。将来的には、蔵書にICタグを取り付けて貸出・返却手続及び蔵書点検作業の省力化を図り、図書館職員が利用者に対してより積極的なサービスを提供できるようにすると共に、退館ゲートをICタグ対応可能なものに入れ替えて、セキュリティの強化を図ることを検討中である。

(3) 会員サポートについて

弁護士会は、近年、若手会員対策に力を入れているが、事務所を持たない若しくは事務所に業務に必要な資料が十分でない若手会員にとって、合同図書館は非常に大きな役割を果たしている。合同図書館で資料を探している若手会員は、抱えている案件のために合同図書館を訪れているのであり、このような若手会員に対して、合同図書館が窓口となり、弁護士会の他の委員会などと協力したサポートの可能性を検討する価値はあると考えられる。その一環として、2016（平成28）年度は、若手会員総合支援センターと共同で独立開業する若手会員向けの参考書籍を展示する特設書架を設置した。

(4) まとめ

以上、合同図書館は、会員サービスの一端を担っており、冒頭に掲げた図書館職員の質の向上及び拡充が何よりも重要となってくる。